介護老人保健施設　エルダリーガーデン
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所　運営規定

（事業の目的）

第１条　医療法人　徳松会が開設する介護老人保健施設　エルダリーガーデン（以下「施設」という。）が行う通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の医師、理学療法士及び作業療法士その他の従事者（以下「従業者」という。）は、法令・規則及びこの規定に定めるところにより、適切な通所リハビリテーション（以下「サービス」という。）を提供する。

２．事業の実施にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要とされる事項について、理解しやすいように説明を行う。

３．第１項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものとする。 特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

４．サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

５．事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１．名　称　　介護老人保健施設　エルダリーガーデン

２．所在地　　徳島県徳島市南庄町４丁目６０−２

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１．管理者（兼務）　　１人

当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

２．医師（兼務）　　１人以上

利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

３．看護職員　　１人以上

医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なう他、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。

４．介護職員　　２人以上

利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。

5. 支援相談員　 1人以上

利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携を図るほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の原案を立てる

6. 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士　 1人以上

医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

7. 歯科衛生士　 1人以上

利用者の口腔機能を把握し、看護職員等と共同して口腔機能改善管理計画書を作成するほか、口腔機能改善管理計画に基づく口腔機能向上サービスの実施・評価等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日　月曜日から土曜日までとする。

4/29～5/5 のゴールデンウイーク、8/12～8/15 のお盆、12/31～1/4 の年末年始については数日の休業日あり。

また、利用者からの要望や行事等により営業する場合はこの限りではない。

2. 営業時間　 午前 8 時 30 分～午後 5 時

サービス提供時間　 午前 9 時～午後 4 時

延長サービス時間　 午前 8 時 30 分～午前 9 時、午後 4 時～午後 5 時

（利用者の定員）

第6条　利用者の定員は、1単位40人とする。

（通所リハビリテーションの内容及び利用料、その他の費用の額）

第7条　通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

一　健康チェック

二　物理療法やレクリエーション

三　居宅と事業所間の送迎

四　食事の提供

五　入浴介助

六　口腔機能向上サービス

七　個別リハビリテーション(プールリハビリテーション含む）

2. 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

上記の自己負担額は、介護報酬告示上の額にご利用者の介護保険負担割合に記載された負担割合を乗じた額とする。

3. 食費、おむつ代、区域外の場合は送迎費、キャンセル料、その他の費用等利用料を、『実費負担金一覧』に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の事業の事業実施地域）

第8条　通常の事業の実施地域は徳島市、名西郡石井町の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条　利用者が通所リハビリテーションの提供を受ける際には留意すべき事項は次のとおりとする。

一　利用者は事業所の設備及び備品を使用するに当たっては、職員の指示や定められた取り扱い要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、または安全性の確保に留意するものとする。

二　利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第10条　事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（虐待防止に関する事項）

第11条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

一　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二　虐待防止のための指針を整備する。

三　虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

四　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（カスタマーハラスメントに関する事項）

第12条　利用者・保証人又はその他関係者が、大声をあげて威嚇する、セクシャルハラスメントに類する行為を行う、ペットによる危害を従業者に対して及ぼす等のおそれがあるとき、業務を中止するものとする。また、悪質な場合は警察へ通報する。

（業務継続計画 BCP の策定等）

第13条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３．事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　事業者は消防法に規定する消防管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

一　消火、通報及び避難の訓練（年２回）

二　消防設備、施設等の点検及び整備

三　従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督

四　その他消防管理上必要な業務

（苦情処理）

第１５条　管理者は、提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第１６条　事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２．事業所はサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３．事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

（個人情報の保護）

第１７条　事業所は、利用者の個人情報について『個人情報の保護に関する法律』及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

２．事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて、利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用時から3ヶ月以内

二　継続研修　年1回

２．従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３．事業所は、従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。

４．居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により本人又はその家族から同意を得るものとする。

５. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクハラ）又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワハラ）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

６. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人　徳松会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成１８年９月１日から施行する。

平成 26 年 9 月 1 日改編

平成 29 年 4 月 1 日改編

平成 29 年 7 月 1 日改編

令和 2 年 9 月 21 日改編

令和 4 年 4 月 1 日改編

令和 5 年 5 月 1 日改編

令和 6 年 10 月 1 日改編

令和 6 年 10 月 12 日改編

令和 7 年 1 月 10 日改編

2025. 1. 10現在

エルダリーガーデン　通所リハビリテーション実費負担金一覧

①食材費：昼食520円/夕食520円
②カミソリ：20円/本
③洗濯代：161円/回
④冷蔵庫：50円/回
⑤歯ブラシ：112円/本
⑥スポンジブラシ：53円/本

⑦紙パンツ
（はくパンツスリム）
・サイズS　54円/枚
・サイズＭ　59円/枚
・サイズL　66円/枚
・サイズLL　74円/枚

⑧パッド
・やわらかピッタリパッド　21円/枚
・パッドタイプ男女兼用　18円/枚
・サラサラケアパッドワイドロング　24円/枚

⑨紙オシメ
（簡単テープ止めタイプ）
・サイズS　62円/枚
・サイズＭ　71円/枚
・サイズL　81円/枚

⑩交通費※1,2,3のいずれかに当てはまる場合
1.通常の事業実施地域を超えた地点から　片道おおむね10km未満　100円
2.通常の事業実施地域を越えた地点から　片道おおむね10km以上　200円
3.利用者居宅から20分以上の移動を伴う業務に対して　往復200円

⑪キャンセル料
送迎職員がご自宅までお迎えに行ったにも関わらず、その場でお休みされると意思表示された場合
１回につき1000円　（※ 但し、体調不良など緊急時の場合は除く）